

#### 4. 総計（個人企業）

##### (1) 基本的な問題点

個人企業についての統計調査は、極めて充実し、個人企業のみを調査の対象としたものは、「個人企業経済調査」（総理府統計局）があるに過ぎない。しかし、この調査の対象は、製造業、卸・小売業およびサービス業に限られ、しかも、調査結果にかなりの振幅がある。このために、個人企業に関する推計にあたっては、各種の統計を組合せ推計せざるを得ず、推計結果に対しても、他の部門にくらべて信頼性が低い。

そこで、個人企業の雇用者所得および営業余剰の推計にあたっては、次の三方法が考えられる。  
ア、1α表の雇用者所得および営業余剰を C, T として、  
乙、非金融法人および金融機関とそれぞれ控除し、残差を個人企業分とする。

この方法は、次の長、短所をもつ。

(ア) 1α表と1β表の整合性がとれる。

(イ) 推計方法が簡明である。

(112)

(ウ) あらゆる誤差が残差としてしまわせされるため、得られた計数が個人企業分として使用に耐えうるか。

イ、個人企業雇用者所得および営業余剰を推計し、17表を完成する。したがって、1α表との間に生じる不整合は、そのまま残しておく。  
この方法の長短は、ア、のほぼ逆の関係であろう。

ウ、合計としての残差を算出し、これをイ、で求めた計数の比率で分割する。この方法はア、およびイ、の折衷案ともいえようか。

エ、現段階では、どの方法をとるか決定せず、いずれの方法にも対処できるよう準備を進め、実際に上記の三方法（これ以外の方法も考えられる）による推計の結果を見たうえで、推計方法を決定することとしたい。

したがって、イ、によって推計しておく。

(2) 個人企業雇用者所得

イ、推計方法

(113)

(ア) 産業大分類別に、「民間給与の実態」(国税庁)により、

「給与支払総額入(1+福利厚生比率)」  
を推計。福利厚生比率は、先に民間雇用者所得推計の際に求めたものを使用する。

(イ) 上記「民間給与の実態」には、源泉所得税の納付者のいない事業所は含まれていない。  
この含まれていない雇用者所得を次の方法で  
推計する。

i. 人員 = 事業所調査個人企業雇用者 - 民間  
給与の実態個人企業給与所得者(産業大分  
類)

ii. 平均給与 = 個人企業調査を基に、現行  
N.I.の個人業主所得の推計方法に準じて產  
業大分類別に推計。

iii. 人員 × 平均給与(産業大分類)で求めた  
合計として推計。

(ウ) (ア)+(イ) をもって個人企業雇用者所得とす  
る。

(エ) 産業中分類への分割は、「事業所統計調査」  
(総理府統計局)の産業中分類別個人企業雇  
用者数の比率(ウ)の計数を分割する。(比  
率3年間固定)

(オ) 四半期への分割は、「法人企業統計季報」  
の結果原表から、最小規模(資本金1,000万  
円以上～5,000万円未満)の人物費の四半期  
比率で分割する。

#### 1. 問題点

「民間給与の実態」は事業所ベースである。

#### 2. 個人企業営業余剰

現行N.I.の個人業主所得の推計方法による。  
ただし、兼業所得分については調整する。

#### 3. 住宅賃貸産業の取扱い

- (ア) 付表ノフに於ては、中分類の外に住宅賃貸産  
業を別掲する。
- (イ) 営業余剰は別途推計されるので、これを「住宅  
調査」(総理府統計局)の「所有関係」の面積比で  
分割する。

(第3回所得専門小委員会議事要旨)

1. 日 時：昭和51年7月23日（金）

午前10時～12時

2. 開催場所：経済企画庁第2会議室

3. 出席者

委 員 中村 隆夫（東京大学教授）

" 江見 康一（一橋大学教授）

専門委員 横原 久雄（横浜国大助教授）

" 高木新太郎（成蹊大学助教授）

幹事等 労働省

事務局 赤井分配所得課長

" 林価格分析課長

" 玉井国民経済計算室長補佐

他17名

4. 議 題

(1) 損害保険の推計について。

篠島事務官

(2) 反対給付のない経済移転の推計について。

(116)

小池主査

(3) 銀行部門利廻用者所得と営業未利の推計について

松井専門調査員

(4) 質疑応答

5. 議事要旨

(損害保険について)

中村委員：最後の表がわかりやすい。これを見て帰属分はどこに入るのか。

篠島事務官：企業の中間消費と家計の最終消費になる。

中村委員：主体別分類のところで苦労しているようだ。

横原専門委員：どういう目的なのか、何に活用するか、によって方法も変って来ると思う。例えば、火災保険の場合、保険料と保険金のトータルを出して置いて、あとは保険別に分割することにしていいか、法人と個人の契約では料率の差はないと考えてよいのか。

赤井課長：差はあると思うが、資料の契約で差がな

(117)

いという形で分割せざるを得ない。

腰原専門委員： そうなると目的が何かということによってかなり変って来るという感じがする。

高木専門委員： 資料がなくて、一定のわかりやすい仮定を置かないと推定出来ないということだとと思う。

赤井課長： 分け方として保険加入者の種類によってちがうということで考えた。

腰原専門委員： その場合、分けるということは、何等かの量的なちがいを把握しようということだとと思うが、これだと単に対象物件のウエイトの差として出て来るだけだ。

赤井課長： 目的は、保険サービスと保険リタクの支払を分けることである。

腰原専門委員： トータルではよくわかるが、分割のとき、それを厳密に言うとすれば需要の仕方によつてかなりおかしなことになるとと思う。

金子支出課長補佐： 生産から生じた所得がどう分配されるかということになるが、物件別に分けると

いうことは、所得支出勘定を正確に計算しなければならないということで、それ一本で保険料、サービス料、あるいは純支払などをかけると制度部門の分け方が非常にますくなるということで、保険別に分けたということだから、ここでは、損害保険の加入者がどういうビヘービヤをとるとかそういうことではないから-----

腰原専門委員： それにはっきりすればいいが、二通りの形で出した場合どういう目的で使われるかということと、どういう観点で作るかということはつきりしないとまずいのではないかと思う。

松浦委嘱調査員： 或る意味で、再分配効果をあらわすと思うが。

腰原専門委員： それは、対象物件のちがいとしては出るが、同じ対象に対しては出ない。

林価格分析課長： 損害保険とのものの分析が目的ではなく、所得支出勘定を正確に出し、制度部門別の貯蓄を正確に推計することが最終目的と思う。

中村委員・腰原専門委員： データーが無いということはよくわかる。

(反対給付のない経常移転について)

中村委員：3.6.6は具体的には何か該当するのか。

家計に奉仕する民間非営利団体とはどんなものがあるか。

小池主査：たとえば宗教団体とか労働組合とかが該当する。

中村委員：労働組合はここに入るのか。

松井専門調査員：分類上はここに入ることになってい。大きはものとしては私立学校とか医療機関である。

中村委員：教会とかお寺の(会費)はよくわかるが、私立学校に対するものは移転か。

腰原専門委員：私立学校へのたとえばどういうかたちのものが。

松井専門調査員：具体的には授業料収入がある。

腰原専門委員：政府からのベースアップ補助金があるが、補助金はどうなの、それも入るのか。

赤井課長：いわゆる経常補助金に相当しないもので、補助金という名称で、対家計民間非営利団体に政

府から支出されるものは移転として扱われる。

腰原専門委員：そうすると政府の補助、たとえば私立学校への補助金はすべてここに入るのか。

金子課長補佐：政府からのものはすべてここに入る。

中村委員：表の家計部門の無基金雇用者帰属負担のところに個人企業分があるかどうかわけか。

小池主査：個人企業分は家計の受助(支払)の内訳を示したものである。

中村委員：一般政府による経常移転のところで食料、衣服および軍需品のような消耗品の貿易的出荷があるが、これはたとえばどこかで食生活が起つて、日本が食料を援助するのに、食料を積出すというような場合のことか。軍需品の場合にもお金をもらわないでどこかの国に与えるということになるか、そういうことか。

小池主査：そうである。

高木専門委員：国内で購入して物を送った場合は輸出になるのか。

中村委員：昔アメリカかイギリスに対し武器を形式

的には實質であるかたゞで与えた事があるという場合ですね。

赤井課長：軍事的武器などは現行の体系では政府の消費となって居り軍事秘密の關係から輸出にはならない。

中村委員：たとえばアフリカに飢きんがあつて日本政府が小麦を何万トン送るような場合、これは政府支出の消費にはついているが、実際は外国へ送つても輸出とは言わない。軍需品についても同じに限らうということか。

高木専門委員：たゞ現金の場合と大きく違う。

中村委員：その点は国内需要がともなわない。反対給付のない経常移転はこれだけの項目に限定するわけか。

小池主査：考えられる移転はこれだけで、検討すればまだあると思う。

中村委員：考えればいくらでもあり、限りがないと鬼うが、例えば香典とか、結婚のお祝とか、お中元とか、世の中にはたくさんあると思う。

(122)

赤井課長：これらは贈与金の中に始んど入る。反対給付のない経常移転については、この方法で推計するが、制度部門別の貯蓄がどういうかたちで出てくるか、少し、不安な面もある。

中村委員：金額がどの位になるか、一度チックしてみた上ひきめたいと鬼う。具体的な結果を見たい。この辺のところが新TSNAで非常に張切っているところで、データのないところをよくまわ-----

高木専門委員：ストーン先生はこういうところが好きはどうだ、何かどんどん拡大して行く方向にあらよう鬼われる。

中村委員：一種の完全主義だ、二もつともほんたが-----。

高木専門委員：経常移転だと記帳の時期に問題があると思う。むろんデータにもよるが。

赤井課長：支払時期が移転の発生と考えざるを得ない。

中村委員：説明の(1)から(5)ぐらいまでは計数がしつかりしているのだが(直接税から社会扶助金)。

(123)

赤井課長： 6.13で非金融企業と金融機関の「他」に分類されない経常移動の純支拠については、企業の勘定で受取と支払かはっきりわかれれば純支払というかたちで計上できるがそれが出来ない。

中村委員： たとえば政治資金みたいなものか。

赤井課長： 一応寄附金、賞賛金を計上してあくか、それともネットが出ないから将来的課題として省略するかのいづれかが考えられるか-----。

中村委員： 政治資金は、一応は届出制になって居り、検せば若干の資料はなくもないが、もともとあてにならないものだから、どうするか。もう少し検討して、あまりあてにならないものであれば、そういうふうに明示して落とす手もあると思う。

赤井課長： 一応計数をはじめて再度検討していくにいたたい。

中村委員： 計数をはじいた上で再度検討すると言うよりしかたがないと思う。  
資料のないところを無理にやれといつてもしょうがないが、外国ではどのようにしているのか。

(24)

玉井調査室補佐： 室長が帰国してから実状をはあくしたいと思う。

中村委員： 「外国ではこんなデータがあります」といつた例もあるが、日本でも資料はある方だと鬼うのだが-----。

高木専門委員： そうだと思う。

中村委員： あてにならない数字で非常に骨を折っているわけだ(バ)、ストーン先生はこうでないと筋が通らないと頑張るわけ(バ)。

高木専門委員： 各国で問題にはつたら数字を出せばいいのではないか。

櫻原専門委員： これまでの傾向から言えば、一度数字を出せばもつと出せ、もつと細かく出せといつたシステムになって来ているわけで、今回もそういうところがあつた。

パーソナルコンピュータをカットしないと非常に鎖未などってはわるいが妙な数字を集めることにエネルギーを費やすなければならない状況になる心配がある。勘定全体のバランスをとるときに精度

(25)

の悪いものが、精度のよいものに渡りしていくところをいわいと思う。

中村委員：もしニラいう事を言う機会があつたら、そういうのがいいのではないか。非常に懸念な推計をやると今言つたようになる心配がある。

赤井課長：統合勘定にもつていく場合、海外関係で計数の再調整をやらなければならぬ恐怕がある。

中村委員：国際収支表と違つてしまつて、いろいろな問題があると思う。その辺よろしくやって欲しい。  
(制度部門別雇用者所得および営業余剰について)

江見委員：住宅賃貸産業を別掲した積極的な理由は何か。

松井専門調査員：住宅賃貸産業はダミーであり、付表ノクロでは、中に入つてしまつて、付表ノクルの産業別の方へ別掲した。

中村委員：法人企業統計季報が推計の根幹となすわけであるが、法人企業統計についての一般論を言つておきたい。昨年、大蔵省の委託で、この調査の断層修正と季節調整といふ仕事を行なつたわけ

だが、この点については腰原専門委員から説明してもらつた方がよい。

腰原専門委員：具体的には、報告書をみてもらうとよいが、まず第1回、四半期別にみると、かなりふれがあるということと、もう一つは年度変わりのところで非常に大きな断層が生じ、1社あたりに直した場合にもかなり大きな断層ができるという事である。これらを調整しなければならないが、私共の方法では2年遅れにならぬと修正がひきない。つまり母集団の設定が一層小さい規模で2年遅れになつてるので、新しいデータが出てこころで修正せざるを得ない。

しかし、かなり差があることは確かで、これと四半期ごとのふれという二つの大きな問題があるので、これを解決しないと、法人企業統計季報をそのまま使うことには問題がある。

赤井課長：規模補正とサンプル補正を考えていた。

松井専門調査員：サンプル補正は、実は当方ではしこある。

中村委員：法人企業統計を使用する場合の問題点をチェックして、これを回避するテクニックを考えたので、大蔵省から資料をもらって、見ておいてもらいたい。

江見委員：今度の日本統計学会の共通テーマは「我が国統計調査の精度について」であって、先日、札幌で開催され、そこで取り上げられたのは、国勢調査、人口調査、厚生調査などであった。センターは、これらの人口調査はまだ良い方で、このテーマひとりあげて欲しかったのは、今、話しに出た法人企業統計や、工業統計、商業統計などであるということを、私も驚いた。

江見委員：個人企業経済調査は製造業、卸・小売業およびサービス業に限られるから、問題だとあるが、個人企業ではこれら三者に大部分が、集中していると思われる。何割くらいを占めるか。  
また、残差計算も推計上やむを得ないと思われるが、その結果をチェックする方法をも同時に見ておいてもらいたい。

中村委員：4～5ページに3つの方法があり、もう1つの提案があつたと説明されたが、あれは法人企業がしゃかりしているから……。

松井専門調査員：まず、個人企業と金融機関をとり1ヶ月のトータルからの残差を法人企業とする考え方であり、法人企業統計から推計したものとちがうことになる。

高木専門委員：ウェイトの高いところで誤差を少くしようという考え方であろう。

中村委員：個人企業の推計はどの方法がよいとは、なかなか判断はできない。いくつかの方法で推計してチェックしてみると仕方がないであろう。

江見委員：「民間給与の実態」には規模別はあるか。「法人企業統計季報」の結果原表から最小規模の人件費の四半期比率を使うことから来る誤差は……

松井専門調査員：ある。四半期分割に使うだけであるし、それ程誤差は大きくなない。

中村委員：それでは、以上のような方法で推計して、その結果を見せてもらいたい。

(そ の 他)

中村委員：前回議論にはった点はどうなつたか。

赤井課長：①、退職金の表章については、勘定体系小委員会に提案した。②、金融機関の役員給料手当について銀行協会に商討したが、調査次は大蔵省に提出してあり計数はわからないとの事であった。大蔵省にも集計していい様なので推計方法は別途考へたい。③、地代の帰属計算については他人から安く借りている場合必要であるか、実際問題として推計出来ない。④、地代単価は住宅調査の比率でやることにしたい。

高木専門委員：レンタルを計算するとき、トータルをあさえて置いて、所有面積の構成比でウエイトをつけるということであつたが、地代を考えて見ると地価によるバイヤスが大きいのでバランスシートから地価×地積の形で出て来るから、それで按分した方がよいと思う。

土地の場合には、資産課でやるからそちらの情報をつかった方がよい。

赤井課長：取り急ぎ、2回の検討をいただいたが、非常に問題が多いので結果の数字が出た段階で見ていただきて所得資産部会に上げたい。9月はからはになるので、その項御案内したい。